

(一社)石川県繊維協会からの

「働き方改革」訪問支援のご案内

中小企業の皆様が働き方改革関連法への対応における様々な課題
に対して、働き方改革支援センター（石川県経営者協会内）が、社会保険
労務士等の専門家を無料で派遣し相談支援を行います！

（働き方改革支援センターは石川労働局からの受託事業です）

例えば

- ★企業の実態に即した労働時間の改善
- ★同一労働同一賃金を踏まえた企業側の対応
- ★生産性向上による国の助成金の利用

お気軽にお申し込みください！

就業規則や賃金制度の見直しや、労働時間短縮
につながる業務プロセスの検討、それらに利用できる助成金
のご提案等、企業の実態に即した相談支援を個別訪問して
行います。

（最大5回まで）

事業終了：2020年2月22日



無料 訪問支援 申込書

※繊維協会事務局で申込書受領後、訪問日時のご相談のため
働きかた改革推進支援センターよりご連絡させていただきます。

企業名

部署

担当者名

連絡先電話番号

相談内容

【個人情報の取り扱いについて】

お申し込みの情報ならびに相談内容は、ご本人の同意なく本訪問支援以外での使用や第三者への提供
または開示をいたしません。

申し込みは石川県繊維協会まで TEL 076-267-2172

FAX 076-268-8455 E-mail tafic@ita.or.jp

石川働き方改革推進支援センターでも問い合わせに応じています

TEL 0120-319339 FAX 076-231-0228

E-mail roudou@ishikawakeikyou.or.jp

